

セーフティネット保証第5号認定の申請について

■認定の対象者

1. 指定業種に属する事業を行っており、最近3か月間の売上高等が前年同期比で5%以上減少。
※時限的な運用緩和として、2月以降直近3か月の売上高が算出可能となるまでは、直近の売上高等の減少と売上高見込みを含む3か月の売上高等の減少でも可。
2. 指定業種に属する事業を行っており、製品等原価のうち20%以上を占める原油等の仕入れ価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない中小企業者。

■提出書類

<input type="checkbox"/>	5号認定申請書（1部）
<input type="checkbox"/>	法人（個人）の实在確認資料 【法人の場合】法人謄本（履歴事項全部証明書） または抄本（現在事項全部証明書）など ※それぞれコピーでも可 【個人の場合】確定申告書の写しなど
<input type="checkbox"/>	売上高等の証明資料（①または②） ① 各月の売上高が分かる書類（売上台帳など） ② 売上高明細書（1部）

※確定申告書は、税務書の申告受付印のあるものを持参してください。電子申告の場合は、受付結果を表示した「メール詳細」を印刷し、添付してください。

※認定要件に該当しない場合の他、これらの提出書類の不足や事業が確認できない場合も認定できません。

※上記の提出書類で認定要件を確認できない場合、上記以外の書類の提出をお願いすることがあります。

※「最近1か月」とは、原則として申請日が属する日の前月を指します。

■申請先・問合せ

多可町商工観光課

場所：多可町中区中村町123

電話：0795-32-4779

受付時間：平日8時30分～午後5時15分まで